

「子ども医療費助成」と「ひとり親家庭等医療費助成」の助成イメージ

令和元年12月診療分まで

種類	対象者	助成方法	自己負担額（医療機関・月ごと）			
			0～9歳児 ～小学校3年生	10～12歳児 小学4～6年生	13～15歳児 中学生	16～18歳児 高校生
子ども医療費助成	0歳から 15歳児 (中学生まで)	現物給付※ (入院・県外医療機関の外来受診等は償還払い※)	自己負担なし 緑のカード	外来：500円 入院：2,000円 白のカード	外来は助成対象外 入院：2,000円 <u>カードなし</u>	/
ひとり親家庭等医療費助成(子)	ひとり親家庭等の児童、父母のいない児童 (満18歳になった日以降の最初の3月31日まで)	償還払い※	/	3分の1 黄色のカード		

令和2年1月受診分から

種類	対象者	助成方法	自己負担額（医療機関・月ごと）			
			0～9歳児 ～小学校3年生	10～12歳児 小学4～6年生	13～15歳児 中学生	16～18歳児 高校生
子ども医療費助成	0歳から 15歳児 (中学生まで)	現物給付※ (入院・県外医療機関の外来受診等は償還払い※)	自己負担なし 緑のカード	外来：500円 入院：2,000円 白のカード	外来は助成対象外 入院：2,000円 <u>カードなし</u>	/
ひとり親家庭等医療費助成(子)	ひとり親家庭等の児童、父母のいない児童 (満18歳になった日以降の最初の3月31日まで)	償還払い※	/	自己負担なし 黄色のカード		

ひとり親家庭等医療費助成の資格を持つ小学校4～6年生の外来受診分については、子ども医療費助成の現物給付（熊本県内の医療機関、及び社会保険の方の福岡県大牟田市内の医療機関の受診時のみ）も利用ができますが、自己負担額が500円かかります。

子ども医療費助成とひとり親家庭等医療費助成の両方の資格をもつ子どもについては、ご自身でどちらか一方の助成制度を選んでください。同月内・同医療機関の診療分については、どちらか一方の制度でのみ助成を受けてください。併用や変更はできません。

※現物給付…医療機関窓口でお支払いの必要がありません。

償還払い…保険証を提示して医療機関で保険内一部負担金をお支払い後、その支払額について申請することにより返金されます。